

# 公立大学法人埼玉県立大学公益通報規程

平成30年7月1日  
規程第136号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図るため、法人における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 公益通報とは、次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における役員又は職員等について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

- 一 公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則に規定する職員
  - 二 公立大学法人埼玉県立大学非常勤職員就業規則に規定する非常勤職員
  - 三 公立大学法人埼玉県立大学非常勤講師就業規則に規定する非常勤講師
  - 四 公立大学法人埼玉県立大学特任教員就業規則に規定する特任教員
  - 五 公立大学法人埼玉県立大学臨時職員就業規則に規定する臨時職員
  - 六 埼玉県立大学及び埼玉県立大学大学院の学生、研究生等
  - 七 前六号の退職者又は卒業生若しくは修了生
  - 八 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務に従事する者
- 2 公益通報者とは、公益通報した者をいう。
- 3 被通報者とは、その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。
- 4 通報対象事実とは、保護法第2条第3項に定義する法令等の違反行為をいう。

## (統括責任者)

第3条 法人に公益通報に関する統括責任者を置き、事務局総務担当を所掌する理事をもって充てる。

## (窓口)

第4条 公益通報を受け付ける窓口及び公益通報に関する相談に応じる窓口は、事務局調整幹又は総務担当とする。

- 2 窓口にて公益通報を受けた場合は、速やかに統括責任者にその内容を報告するものとする。

## (通報の方法)

第5条 前条の窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会とする。

- 2 匿名による通報は、受け付けないものとする。ただし、当該通報を信じるに足りる相当の理由、証拠が認められる場合はこの限りでない。

## (通報制限)

第6条 公益通報者は、虚偽の通報、他者の誹謗中傷やその他不正の目的で通報を行ってはならない。

(通報に対する措置の検討)

第7条 統括責任者は、窓口で公益通報を受けた旨の報告を受けたときは、関係部門の協力を得て、当該公益通報に係る事実調査の必要性について検討を行い、検討結果を理事長に報告するものとする。

2 統括責任者は、当該公益通報に係る事実調査の実施の有無を公益通報者に通知しなければならない。なお、事実調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

(調査委員会)

第8条 理事長は、当該公益通報に係る事実調査の必要性を検討し、必要と認めた場合は、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

一 統括責任者

二 第2条第1項第1号に定義する者の中から、理事長が当該事案の調査の適任者として指名する者 若干人

三 その他理事長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

4 委員会は、公益通報に関する調査及び是正措置の必要性を審議するものとする。

5 委員会は、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。

6 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 委員長は、調査及び審議が終了した場合は、速やかに理事長に報告するものとする。

8 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

(是正措置及び処分)

第9条 理事長は、調査委員会の報告により不正が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 理事長は、不正に関与した者に対して就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第10条 統括責任者は、公益通報者に対して、調査結果及び是正措置等の結果について、被通報者及び調査への協力を行った者の信用、名誉及びプライバシーに配慮の上、通知するものとする。

(関係者の排除)

第11条 公益通報に関する業務に従事する者は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

2 理事長が前項に該当する場合には、統括責任者がその任務を代行する。

3 統括責任者が第1項に該当する場合には、事務局副局長がその任務を代行する。

4 理事長は、公益通報者又は被通報者との間において利害関係がある者(以下「利害関係者」という。)を委員会の委員に指名することはできない。

5 理事長は、委員会による調査の過程において、委員会の委員と公益通報者又は被通報者との間において利害関係があることが明らかになった場合には、直ちに当該委員の職を免ずるものとする。

(公益通報者の保護)

第12条 法人は、法人の職員等が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該職員等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報保護)

第13条 公益通報に関する業務に従事する者は、通報や調査の中で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(職員等以外の者からの通報等)

第14条 法人の所管する業務等について、職員等以外の者から違法行為等に関する通報等があった場合には、この規程の定めに基づいて取扱う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるものほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。